

令和元年第1回五霞町議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和元年5月15日(水曜日) 午前10時開会

1. 町長挨拶

2. 管理職々員紹介

3. 臨時議長紹介

4. 開 会 (臨時議長挨拶・開会宣告)

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙

日程第 3 決定第 1号 議席の決定

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 選挙第 2号 副議長の選挙

日程第 7 選任第 1号 常任委員会委員の選任

日程第 8 選任第 2号 常任委員会正副委員長の選任

日程第 9 選任第 3号 議会運営委員会委員の選任

日程第10 選任第 4号 議会運営委員会正副委員長の選任

日程第11 議案第29号 五霞町監査委員の選任同意

日程第12 議案第30号 さしま環境管理事務組合議員の選挙

日程第13 議案第31号 利根川栗橋流域水防事務組合議員の選挙

日程第14 議案第32号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員の選挙

日程第15 選挙第 3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

日程第16 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度五霞町一般会計補正予算(第5号))

日程第17 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))

日程第18 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

(五霞町介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第 19 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(五霞町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 20 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 21 報告第 1号 平成30年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

追 加 議 事 日 程

- 追加日程第 1 発議第 2号 広報編集特別委員会の設置
追加日程第 2 選任第 5号 広報編集特別委員会委員の選任
追加日程第 3 選任第 6号 広報編集特別委員会正副委員長の選任
追加日程第 4 発議第 3号 堤防強化事業対策特別委員会の設置
追加日程第 5 選任第 7号 堤防強化事業対策特別委員会正副委員長の選任
追加日程第 6 常任委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出について
追加日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈 夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 染 谷 森 雄 君 副 町 長 田 神 文 明 君

教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
政策財務課長	大 関 千 章 君	会計管理者兼 町民税務課長	香 取 幸 子 君
健康福祉課長	山 下 仁 司 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	田 口 啓 一 君	産業課長兼 農業委員 農事局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	川 口 恵 司 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

○議会事務局長（江森 薫君）おはようございます。

ただいまから令和元年第1回臨時会が開会されるわけですが、本日は一般選挙後初めての議会でありますので、人事案件が決定されておられません。したがって、しばらくの間、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町長の挨拶をお願いします。

◎町長挨拶

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

議員各位におかれましては、先般の議会議員選挙の御当選、まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

今後におかれましては、町民福祉の向上、町政の振興発展のために御活躍並びに御尽力を賜りますよう御祈念申し上げます。

また、私事ではございますが、この令和元年を迎えまして、新たなスタートとなります町長4期目、初めての議会でもございます。引き続き、今後の町政運営につきましては、議会の意向を十分に尊重した運営を心掛けていきたいと存じますので、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は令和元年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中にもかかわらず、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本臨時会への提出議案につきましては、五霞町監査委員の選任同意が1件、さしま環境管理事務組合議員及び利根川栗橋流域水防事務組合議員、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員それぞれの選挙1件ずつで合計3件、平成30年度五霞町一般会計補正予算及び五霞町国民健康保険特別会計補正予算が2件、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例、五霞町税条例等の一部を改正する条例及び五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件、平成30年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告1件の議案が4件、承認が5件、報告が1件の合計10件でございます。

詳細につきましては、お手元に配付の議案書により説明させていただきますので、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

◎管理職々員紹介

○議会事務局長（江森 薫君）続いて、本日は初議会ですので、町執行部の自己紹介を

お願いします。

副町長から順次お願いします。

○副町長（田神文明君）副町長の田神でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（千葉道子君）教育長の千葉でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（山中一郎君）総務課長をしております山中です。

よろしく願いいたします。

○政策財務課長（大関千章君）政策財務課長の大関です。

どうぞよろしく願いいたします。

○都市建設課長（田口啓一君）都市建設課長の田口でございます。

よろしく願いいたします。

○産業課長兼農業委員会局長（笈沼光行君）産業課長と農業委員会事務局長を兼ねさせて
いただいております笈沼でございます。

よろしく願いいたします。

○上下水道課長（川口恵司君）上下水道課長の川口と申します。

よろしく願いいたします。

○教育次長（猪瀬英子君）教育次長の猪瀬と申します。

よろしくお願いします。

○会計管理者兼町民税務課長（香取幸子君）会計管理者と兼ねて町民税務課長の香取で
ございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○健康福祉課長（山下仁司君）健康福祉課長の山下でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○生活安全課長（松村聖市君）生活安全課長の松村でございます。

よろしく願いいたします。

○議会事務局長（江森 薫君）管理職の自己紹介が終わりました。

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（江森 薫君）本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、
議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長議員が臨時に議長の
職務を行うことになっています。

出席議員中、伊藤正子議員が年長議員でありますので、御紹介を申し上げます。

議長席にお願いします。

〔臨時議長 伊藤正子君 議長席に着く〕

○臨時議長（伊藤正子君）おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました伊藤正子であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

議長選挙の終わるまでの間、まことに不慣れではありますが、何卒よろしく願いいたします。

開会 午前10時05分

◎開会宣告

○臨時議長（伊藤正子君）ただいまから、令和元年第1回五霞町議会臨時会を開会いたします。

◎会議成立の宣言

○臨時議長（伊藤正子君）ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（伊藤正子君）これから本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（伊藤正子君）日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○臨時議長（伊藤正子君）写真撮影のため、総務課 金谷主査の入場を許可しておりま

す。

◎選挙第1号

○臨時議長（伊藤正子君）選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票もしくは指名推選のいずれの方法といたしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）10番、樋下周一郎君

○仮議席10番（樋下周一郎君）10番の樋下です。

ただいま、選挙第1号の方法について、議長から問いがございました。

私は、指名推選の方法でお願いしたいと思います。

議員各位の御理解をお願いいたします。

○臨時議長（伊藤正子君）ただいま、10番 樋下周一郎君から議長の選挙を指名推選によられたいと発言がありました。

地方自治法第118条第2項の規定により議長の選挙を指名推選と決定することに御異議ございませんか。

〔「御異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）全員御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

なお、指名推選による場合は、地方自治法第118条第3項の規定により議員全員の賛成を必要とします。

お諮りいたします。

被選挙人の指名方法は、いかなる方法によるか、お諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）8番、宇野進一君。

○仮議席8番（宇野進一君）8番の宇野です。

被選挙人の指名については、臨時議長に一任したいと思います。

それをお諮りいただくようお願いいたします。

○臨時議長（伊藤正子君）ただいま、8番 宇野進一君から被選挙人の指名方法は、臨時議長に一任との発言がありましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）御異議なしと認めます。

それでは、被選挙人の指名を10番 樋下周一郎君をお願いいたします。

〔10番 樋下周一郎君 登壇〕

○仮議席 10 番（樋下周一郎君）10 番の樋下でございます。

ただいま、臨時議長から新議長の指名推選の指名をいただきましたので、私のほうから指名させていただきます。

新議長に鈴木喜一郎君を指名したいと思います。

鈴木喜一郎君につきましては、私から申し上げるまでもなく、御案内のように、議員生活 5 期 20 年の長きにわたり、第 22 代議長をはじめ、議会運営委員長などの要職に御尽力され、さらには、さしま環境管理事務組合議員を務められるなど、大変なる御活動、御活躍をいただいております。

人格、識見とも議員各位をはじめ、広く町民の皆様が認めるところでございます。

どうか満場一致の御賛同をいただきますよう、私からお願いを申し上げまして、推選の御挨拶といたします。

○臨時議長（伊藤正子君）ただいま、議長に鈴木喜一郎君が指名されました。

お諮りいたします。

鈴木喜一郎君を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（伊藤正子君）御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました鈴木喜一郎君が議長に当選されました。

議長に当選されました鈴木喜一郎君が議長におりますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

鈴木喜一郎君の議長当選承諾及び御挨拶を演壇でお願いいたします。

〔議長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○議長（鈴木喜一郎君）それでは、まことに僭越ではございますが、ここで、議長承諾の御挨拶をさせていただきます。

ただいま、議員各位の満場一致の御推選をいただき、議長の大役を仰せつかりました。この議長という責任の重さを痛感している次第でございます。

議員の皆様のお協力なくしては、円満なる議会運営はなされません。執行部との付き合いは、よく、車の両輪のごとくと言われております。今後においては、皆様のお協力を賜りながら、議長職の名を汚さぬよう努力していく所存でございます。

どうか議員各位のより一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（伊藤正子君）長時間にわたり、不慣れな臨時議長でありましたが、議員各位の温かい御協力により、無事臨時議長の職務を務めることができました。

ここに新議長が決定いたしましたので、臨時議長の席を退席させていただきます。

大変御協力ありがとうございました。

鈴木議長、議長席に着席願います。

〔臨時議長、議長と交代〕

○議長（鈴木喜一郎君）ここまで、臨時議長さん大変御苦労さまでした。

まことに不慣れではございますが、議員各位の御協力により、これからの議事をスムーズに運営できますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎決定第1号

○議長（鈴木喜一郎君）議席の決定について議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において決定いたします。

ただいま、御着席の議席を指定いたします。各議員の議席番号と氏名を事務局より朗読させます。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。

議席番号 1番 小野寺宗一郎議員

議席番号 2番 黛 丈夫議員

議席番号 3番 江森美佐雄議員

議席番号 4番 山本芳秀銀

議席番号 5番 植竹美智雄議員

議席番号 6番 新井 庫議員

議席番号 7番 伊藤正子議員

議席番号 8番 宇野進一議員

議席番号 9番 鈴木喜一郎議員

議席番号 10番 樋下周一郎議員

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木喜一郎君）次に、日程第4、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木喜一郎君）日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、1番 小野寺宗一郎君、5番 植竹美智雄君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎選挙第2号

○議長（鈴木喜一郎君）副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、指名推選か、投票のいずれかの方法といたしますか、お諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）8番、宇野進一君。

○8番（宇野進一君）8番の宇野です。

副議長の選挙につきましては、選挙の方法は指名推選がよろしいかと思えます。

また、指名方法は議長一任でお願いしたいと思えます。

よろしくお諮りいただきたいと思えます。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま、副議長の選挙の方法は指名推選で、指名方法については、議長一任との発言がございましたが、副議長は議長の指名によって決定したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、副議長は、議長の指名によって決定をいたします。

副議長を指名いたします。

6番 新井 庫君を副議長として指名をいたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました新井 庫君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました新井 庫君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました新井 庫君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

新井 庫君の副議長当選承諾及び御挨拶を演壇でお願いします。

〔副議長 新井 庫君 登壇〕

○副議長（新井 庫君）6番議員の新井 庫です。

ただいま、副議長に選任されました。

もとより浅学非才でございますけれども、議会運営がスムーズにいきますよう、議長を補佐して一生懸命頑張りたいと思います。

皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

◎選任第1号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局の朗読を願います。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、説明させていただきます。

選任第1号 常任委員会委員の選任について。

うえのことについて、五霞町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり常任委員会委員を選任するものです。

総務文教委員会、経済建設委員会各5名の常任委員会委員の選任をするものでございます。

よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）事務局の朗読が終わりました。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定で、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。第2項の規定で、会期の始めに議会において選任する。また、第4項の規定で、議長が議会に諮って指名するとあります。

常任委員会委員を選任するに当たりまして、正副議長及び議長経験者である樋下議員、宇野議員の4名によって選出して指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認め、そのようにいたしたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど承認をいただきました4名により、慎重審議いたしました結果、次のとおり指名をいたしたいと思います。

事務局から各委員会ごとに朗読をさせます。

○**議会事務局長（江森 薫君）** それでは、二つの常任委員会の各委員名を朗読させていただきます。

先に、総務文教委員会を議席番号順不同で申し上げます。樋下周一郎議員、新井 庫議員、山本芳秀議員、黛 丈夫議員、小野寺宗一郎議員、以上の5名でございます。

続きまして、経済建設委員会でございますが、鈴木喜一郎議員、宇野進一議員、伊藤正子議員、植竹美智雄議員、江森美佐雄議員、以上5名の方となります。

以上でございます。

○**議長（鈴木喜一郎君）** 以上のとおり指名をいたしましたので、よろしく願いいたします。

◎選任第2号

○**議長（鈴木喜一郎君）** 続いて、選任第2号 常任委員会正副委員長の選任について議題といたします。

事務局の朗読を願います。

○**議会事務局長（江森 薫君）** それでは、説明させていただきます。

選任第2号 常任委員会正副委員長の選任について。

うえのことについて、五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり常任委員会正副委員長を選任するものです。

総務文教委員会、経済建設委員会から委員長・副委員長を各1名ずつ選任するものがございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○**議長（鈴木喜一郎君）** 朗読が終わりました。

常任委員会正副委員長の選任については、委員会条例第6条第1項に、委員会に委員長及び副委員長一人を置く。また、第2項に、委員長及び副委員長は、委員会において互選するとありますので、委員会ごとに互選をお願いいたします。

総務文教委員会は3階の小委員会室、経済建設委員会は2階の議員控え室で選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時31分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各委員長から報告願います。

総務文教委員長、経済建設委員長の順に自席で報告をお願いします。

最初に、総務文教委員長の報告を願います。

○総務文教委員長（樋下周一郎君）総務文教委員会委員長であります、不肖、私、樋下周一郎が委員長に選任されました。

副委員長には、山本芳秀議員が選任されましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、経済建設委員長の報告を願います。

○経済建設委員長（伊藤正子君）経済建設委員会委員長であります、不肖、私、伊藤正子が選任されました。

副委員長には、植竹美智雄議員が選任されましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま、各委員長から報告がございました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、報告のとおり決定いたしました。

◎選任第3号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選任第3号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

事務局の朗読を願います。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、朗読させていただきます。

選任第3号 議会運営委員会委員の選任について。

うえのことについて、五霞町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり議会運営委員会委員5名を選任するものです。

よろしく願います。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）朗読が終わりました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定で、議会運営委員長は、会期の始めに議会において選任する。また、第4項の規定で、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、常任委員会ごとに選出することとし、

計5人で議会運営委員会を構成する形をとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からそれぞれ議会運営委員の選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、各常任委員長から御報告願います。

総務文教委員長、経済建設委員長の順に自席にて報告をお願いします。

最初に、総務文教委員長の報告を願います。

○総務文教委員長（樋下周一郎君）総務文教委員会からは、新井 庫議員と私、樋下周一郎が選任されました。

よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、経済建設委員長の報告を願います。

○経済建設委員長（伊藤正子君）経済建設委員会からは、宇野進一議員、植竹美智雄議員と私、伊藤正子が選任されました。

よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）各委員長から報告がございました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、報告のとおり決定いたしました。

◎選任第4号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選任第4号 議会運営委員会正副委員長の選任について議題といたします。

事務局の朗読を願います。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、朗読させていただきます。

選任第4号 議会運営委員会正副委員長の選任について。

うえのことについて、五霞町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、

次のとおり議会運営委員会正副委員長を選任するものでございます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）朗読が終わりました。

議会運営委員会正副委員長の選任については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

3階の小委員会室で選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会運営委員長から御報告願います。

○議会運営委員長（宇野進一君）議会運営委員会委員長であります、不肖、私、宇野進一が委員長に選任されました。

副委員長には、植竹美智雄議員が選任されましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）議会運営委員長から報告がございました。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、報告のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きますので、委員の方は小委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）議案第29号 五霞町監査委員の選任同意について議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第29号 五霞町監査委員の選任同意について御提案申し上げます。

本議案につきましては、青木武明監査委員が平成31年4月29日の任期満了に伴い、後任の監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議員のうちから選任する監査委員として、植竹美智雄議員の選任同意を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、議案第29号を採決いたします。

議案第29号は、提案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、議案第29号は提案のとおり同意されました。

ここで、監査委員に選任されました植竹美智雄君が議場におりますので、登壇にて挨拶をお願いいたします。

植竹美智雄君。

〔監査委員 植竹美智雄君 登壇〕

○監査委員（植竹美智雄君）5番議員の植竹美智雄です。

ただいま町長から監査委員ということで御指名を受け、そしてまた議員皆様の賛同も得、ここに監査委員として職務に就くことになりました。

監査業務という非常に違った形の中で見ていかなければならないということから、岩崎代表監査委員さんの指導を受けながら監査業務を行ってまいりたいと思います。

議員の皆さんはじめ、執行部の方々には、よろしく御指導のほどお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎議案第30号～議案第32号の一括上程、選挙

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第30号から議案第32号までを一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号までを一括して議題といたします。

事務局の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、議案第30号から議案第32号を一括して説明させていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第30号 さしま環境管理事務組合議員の選挙については、さしま環境管理事務組合規約第5条第1項及び第2項の規定によりまして、組合議員3名を選挙願うものがあります。

続いて、10ページをお願いいたします。

議案第31号 利根川栗橋流域水防事務組合議員の選挙については、利根川栗橋流域水防事務組合規約第6条の規定によりまして、組合議員2名を選挙願うものであります。

続いて、11ページをお願いいたします。

議案第32号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員の選挙については、茨城西南地方広域市町村圏事務組合規約第5条及び第6条の規定によりまして、組合議員2名を選挙願うものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）朗読が終わりました。

ここで、本来であれば、町長の提案理由の説明を求めるところでございますが、既に議員各位には御承知のことと思いますので、提案理由の説明は省略することといたします。

この三つの議案の選挙の方法は、先ほどの常任委員会委員選出の方法と同様に、正副議長、樋下議員、宇野議員の4名により選出をお願いし、選挙の方法は指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは、4名の方、別室にお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時54分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

代表して、議長より報告をいたします。

議案第30号 さしま環境管理事務組合議員は、樋下周一郎君、宇野進一君、私、鈴木喜一郎の3名でございます。

続いて、議案第31号 利根川栗橋流域水防事務組合議員は、新井 庫君、小野寺宗一郎君の2名でございます。

続いて、議案第32号 茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員は、樋下周一郎君、新井庫君の2名でございます。

お諮りいたします。

ただいま各組合議員に指名された方々を当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました樋下周一郎君、宇野進一君、鈴木喜一郎の3名がさしま環境管理事務組合議員、次に、新井 庫君、小野寺宗一郎君の2名が利根川栗橋流域水防事務組合議員に、次に、樋下周一郎君、新井 庫君の2名が茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選された各議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選承諾及び御挨拶を演壇にてお願いいたします。

各組合議員の代表の方が一人ずつ御挨拶をお願いいたします。

初めに、さしま環境事務組合議員を代表して宇野進一君をお願いいたします。

宇野進一君。

〔さしま環境管理事務組合議員 宇野進一君 登壇〕

○さしま環境事務組合議員（宇野進一君）ただいま、さしま環境管理事務組合議員として樋下周一郎議員、鈴木喜一郎議員、それに、私、宇野進一の3名が御推選をいた

できました。

代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

環境の保全やごみ処理対策、し尿処理対策など、大変環境を取り巻く問題につきましては、重要な責務と課題が山積しております。今後も、各市町におきましても重要な施策であります。その中で、この責務を引き受けるに当たり、大変重要な職責と感じている次第でございます。

議員各位の御指導を賜りながら、その職務を全うすべく努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、利根川栗橋流域水防事務組合議員を代表して新井庫君をお願いいたします。

新井 庫君。

〔利根川栗橋流域水防事務組合議員 新井 庫君 登壇〕

○利根川栗橋流域水防事務組合議員（新井 庫君）ただいま、利根川栗橋流域水防事務組合議員として、小野寺宗一郎議員、それに私、新井 庫の2名が御推選いただきました。

代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本町は、四方を大河川に囲まれており、防災の面やレクリエーション空間から河川環境の整備は重要な課題であります。現在、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業が進められております。本事業の進捗などにより、防災を取り巻く環境は大きく変貌してきております。

議員各位の御指導、御協力をいただきながら、職責を全うしていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）最後に、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員を代表して、樋下周一郎君をお願いいたします。

樋下周一郎君。

〔茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員 樋下周一郎君 登壇〕

○茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員（樋下周一郎君）ただいま、茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員として、新井 庫議員と私、樋下周一郎の2名が推選いただきました。

代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

当組合組織に加盟している市町におきましても、厳しい行財政運営を進める中、消防、救命における組織体系整備など、大きな課題が山積しております。今後とも、誠心誠意、事務組合並びに本町の発展に寄与すべく努力してまいりたいと思います。

どうか、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます、御挨拶といたします。

◎選挙第3号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選挙第3号を議題といたします。

事務局の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（江森 薫君）議案書12ページをお願いいたします。

選挙第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙長からの通知に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙するものである。

1、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員1人。

令和元年年5月15日提出 五霞町議会議長。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）事務局の朗読が終わりました。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法はどのような方法といたしますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）樋下周一郎君から発言の要請がありますので、これを許可します。

樋下周一郎君。

〔10番 樋下周一郎君 登壇〕

○10番（樋下周一郎君）10番議員の樋下でございます。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙に伴い、推薦人の発言をさせていただきます。

これまで、当広域連合議会議員は、時の議長を五霞町議会の代表として推薦選出をした経緯があるわけでございます。

今回も、本臨時議会で議長に就任されました9番議員の鈴木喜一郎君を当広域連合議会議員として、適正かつ円滑な事業運営に御尽力いただきたく推薦をいたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま、10番議員の樋下周一郎君より、9番議員 鈴木喜一郎を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に推薦したいとの発言がございましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

9 番議員 鈴木喜一郎を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の当選人と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、9 番議員 鈴木喜一郎を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の当選人として、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 5 条の規定に基づき、直ちにその結果を選挙長に報告することといたします。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第 1 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第 1 号 平成 30 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額 45 億 851 万 6,000 円は変更せずに、歳入歳出予算の款項間の組み替えを行ったものです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、政策財務課長の補足説明を願います。

政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君）それでは、議案書の 15 ページをお願いいたします。

平成 30 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

本文にありますように、第 1 条、歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正により定めるものでございます。この第 1 表につきましては、後段の 21 ページ以降で御説明申し上げます。

次に、第 2 条、繰越明許費の変更としまして、第 2 表繰越明許費補正によると定めるものでございます。

次に、議案書の 18 ページをお願いいたします。

こちらは、第 2 表の繰越明許費の補正でございます。内容につきましては、第 6 款農林水産業費の道の駅ごか振興事業でございまして、道の駅農産物直売所の出荷者搬入口の屋根工事というところで、出荷者等を含めた関係者との協議、あるいは、建築確認申請等手続に時間を要したことから、工期を延長するため繰越明許費の限度額を

644万8,000円から、屋根工事に係る401万8,000円を追加し、合わせて1,046万6,000円として限度額を変更するものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

歳入でございますが、最初に第9款地方交付税、第1節地方交付税でございますけれども、説明欄に記載のとおり、普通交付税、特別交付税それぞれの交付額決定に伴いまして、合わせて2,096万1,000円の追加補正をするものでございます。

次に、中ほどの第13款国庫支出金、第6目消防費国庫補助金、第1節災害対策費補助金でございます。102万円の追加補正でございます。こちらにつきましては、平成30年度、水害ハザードマップの作成費用の2分の1が、年度末において社会資本整備総合交付金の交付決定、採択をされたということでございましたので、102万円を追加補正するというものでございます。

次に第17款繰入金、第1節財政調整基金繰入金2,198万1,000円の減額でございますけれども、先ほど御説明いたしました歳入の調整によりまして、基金からの繰り入れを減額補正したものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第9款消防費、第3目災害対策費ということで、先ほど歳入で申し上げました水害ハザードマップ作成に係ります社会資本整備総合交付金、国庫補助金の交付決定に伴い、102万円分を一般財源から国・県支出金へ財源を振替したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分をいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、承認第1号を採決いたします。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第2号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第2号 平成30年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,000万円を追加し、総額をそれぞれ12億4,993万8,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、御承認下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○会計管理者兼町民税務課長（香取幸子君）承認第2号 平成30年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

平成30年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,993万8,000円と定めるものでございます。

30ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金を6,000万円の増額補正をするものでございます。保険給付費の増加に伴いまして、財源となる県交付金を同額増加補正するもので、詳細は歳出で御説明いたします。

31ページの歳出でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費について、6,000万円の増額補正をするものです。増額の理由といたしましては、国民健康保険に加入する一般被保険者に係る療養給付費、いわゆる医療費が増加したことによるものです。歳出見込みについては、1月に年間給付見込額の試算をして、3月補正の算定にあたるわけですが、医療の診療報酬については、かかった月から2ヵ月後の請求となるため、8ヵ月分の実績と4ヵ月分の見込額で計上いたしました。実際には、年

度後半でインフルエンザ等の流行により、予想以上に医療費が伸びたため、専決にて増額補正をさせていただいたところでございます。財源につきましては、平成 30 年度からの広域化により全額県からの交付金にて手当されることになります。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分としましたので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、承認第 2 号を採決いたします。

承認第 2 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第 2 号は原案のとおり承認されました。

◎承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第 3 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第 3 号につきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴い、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を平成 31 年 4 月 1 日に施行するため、専決にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。
す。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、健康福祉課長の補足説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下仁司君）それでは、承認第3号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書34ページをお願いします。

令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されることになりました。

それでは、主な改正内容につきまして、35ページからの新旧対照表により説明させていただきます。

第3条、保険料率でございます。第2項です。こちらについては、従来から軽減措置が行われており、今回の改正では減額賦課に係る減額幅の引き上げにより、「所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,600円とする」を「第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,500円とする」に改正いたします。

続いて、第3項でございます。軽減措置対象の拡大により追加するものでございます。内容につきましては、保険料区分の第2段階である保険料を42,600円に減額賦課する追加となります。

続いて、第4項でございます。第3項同様、軽減措置対象の拡大により、保険料区分の第3段階である保険料を49,400円に減額賦課する追加となります。

最後に、附則でございますが、施行期日平成31年4月1日から施行。経過措置として、第3条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとしてございます。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町介護保険条例の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、承認第3号を採決いたします。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第4号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第4号につきましては、五霞町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国においては、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税の税源の偏在性の是正に資するための法人事業税等の見直しをはじめ、自動車税の税率の引き下げや環境への負荷の少ない自動車を対象とした特例措置等の見直し、ふるさと寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入のほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うため、平成31年度に税制改正が行われました。これら町税条例の上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されました。

これに伴い、五霞町税条例等の一部を改正する条例を平成31年4月1日から施行するため、専決にて対応させていただいたところです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○会計管理者兼町民税務課長（香取幸子君）承認第4号について御説明いたします。

先ほど、町長から御説明のとおり、平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行日が、原則平成31年4月1日であることから、五霞町税条例等の改正が必要となりました。

改正部分について御説明いたしますが、引用条項の整理や文言の整理なども相当数含まれておりますので、住民の皆様にご覧いただく主な改正点について、新旧対照表を用いて御説明申し上げます。

それでは、議案書 48 ページをお願いいたします。改正部分は、下線で示してございます。

まず、第 34 条の 7 では、寄附金税額控除について、法律改正にあわせて、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものです。住民税から引ける控除という部分でございます。ふるさと納税制度については、これまで、一部の自治体による過剰な返礼品の問題が提起されていたところですが、制度の健全な発展に向けて、国では一定のルールの中で総務大臣が指定する地方公共団体への寄附に限定して税額控除の対象とするところになってございます。この後の附則第 7 条の 4、第 9 条、第 9 条の 2 についても、寄附金税額控除関連の改正規定となっております。

下段の附則第 7 条の 3 の 2 の規定ですが、消費税率の改正に関連した住宅ローン控除の拡充がされるという改正になっております。

まず、第 1 項で控除期間が延長されるという部分。第 2 項では、住宅控除の申告に対する要件が緩和される、いわゆる、申告要件の項目が削除という形の改正となっております。

続きまして、57 ページをお願いします。

こちらは、附則第 16 条となっております。60 ページにも附則第 16 条の 2 と続きますけれども、こちらは軽自動車税の税率の特例を規定する規定でございます。改正条例第 2 条及び第 3 条にも同様の改正規定がありますが、いずれも軽自動車税に関する改正となっております。

内容としては、グリーン化特例、エコカー減税と言われるものですが、こちらの対象を重点化する、あるいは、基準の見直しが行われているところがございます。段階的な適用となるため、条項が分かれて、多少複雑なつくりになっております。

66 ページをお願いします。

こちらは、改正条例の第 2 条となりますが、中段、第 36 条の 3 の 2 というところから始まりますが、こちらは単身児童扶養者について、所得税法の改正にあわせて、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずるものがございます。こちらは、78 ページのほうもごらんいただきたいと思っておりますけれども、78 ページのところでは第 24 条第 1 項第 2 号のところ、単身児童扶養者と規定されております。こちらは、これまで税法上、寡婦(夫)として認められておりましたのは、離婚又は死別後のひとり親でしたが、子供の貧困に対応するため、いわゆる未婚の母、婚姻はしていないけれども、子供を扶養しているというような方に対しても一定の条件のもと非課税措置が適用されることになるというような改

正内容でございます。

84 ページをお願いします。

こちらは、改正条例第4条部分ということで、平成29年に改正した条例のうち、未施行部分を更に、施行前ですが、また更に改正を加えているというような内容で、先ほど説明した軽自動車税に係るものでございます。

続いて90ページをお願いします。

こちらは、改正条例第5条となっております。平成30年度に改正した条例の未施行部分、まだ始まっていない部分を始まる前でございますが、更に改正を加えるといった内容でございます。大法人に対する電子情報処理組織による申告書の提出義務の創設に伴う提出方法の柔軟化等について定めるものです。

具体的に申し上げますと、資本金等が1億円以上の大法人について、申告書の電子データによる提出義務が課されていましたが、これについて、電気通信回線の故障、いわゆる災害だったり、今ですとハッキングであったり、さまざまな不測の事態の場合には、従来どおり書面による提出を可能とするものです。

最後に、施行期日ですが、94ページになります。

附則により施行期日及び経過措置等の定めがあります。原則は、第1条に定めるとおり平成31年4月1日の施行となります。

以上、上位法令の改正に伴います五霞町税条例等の一部改正でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、承認第4号を採決いたします。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第5号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第5号につきましては、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されました。

これに伴いまして、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○会計管理者兼町民税務課長（香取幸子君）議案書101ページをごらんください。

承認第5号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国では、医療費の動向や保険者の財政状況などを勘案して、必要に応じて国民健康保険税の賦課限度額や税額の軽減判定基準等の改正を行っております。

議案書の102ページからの新旧対照表をお開き願います。

第2条第2項は、国民健康保険税における基礎課税分の課税限度額について、これまで58万円であったものを61万円とし、3万円の引き上げをするものでございます。後期高齢者支援金分19万円と介護納付金16万円の課税限度額は据え置きとなりますことから、国民健康保険税全体の課税限度額は、年額93万円から96万円になることとなります。

同じページの第23条第1項では、課税限度額を超えて算定された税額を減額する規定となっておりますので、同様の金額の改正となります。

次のページ、上段でございます。

同条第1項の第2号の規定は、低所得者に対する軽減措置の拡充を行う改正でございます。国民健康保険税のうち、均等割額及び平等割額が5割軽減の対象となる方の所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げるものです。

また、同項第3号の規定では、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者

の数に乗すべき金額を 50 万円から 51 万円に引き上げます。軽減判定の基準となる所得額が引き上げられることで、軽減を受けられる対象世帯が拡大されることとなります。

今回の改正は、経済的負担能力のある方には、能力に応じて税の負担をお願いし、所得の少ない方には、税負担を抑えることで、支払いをしやすくする内容の改正です。

施行期日については、附則に規定されております平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、承認第 5 号を採決いたします。

承認第 5 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）着席願います。

起立全員です。

よって、承認第 5 号は原案のとおり承認されました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第 1 号を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 1 号 平成 30 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき調製いたしましたので御報告いたします。

繰越しました事業は、6事業、金額につきましては2,547万7,000円となります。詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、政策財務課長の補足説明をお願いします。

政策財務課長。

○政策財務課長（大関千章君）それでは、議案書の105ページをお願いします。

上段から説明申し上げます。

最初に第2款総務費、町有財産管理事業、繰越額につきましては367万7,000円でございます。

内容につきましては、役場庁舎等の公共施設基本構想の策定に係る経費でございます。こちらは、今後、有識者委員会での詳細な検討、さらには利用者ニーズの把握等、そういった機会を設ける都合から、工期を延長するため委託料を繰り越すものです。財源内訳につきましては、一般財源でございます。

続いて、第2款総務費、五霞誕生130周年記念事業200万円の繰越額でございます。

こちらの内容は、既に御案内のとおりでございますけれども、五霞誕生130周年記念式典等が来月の6月9日に予定されているわけでございますけれども、その中の講演会等に係る費用ということで繰り越すものでございます。財源内訳は、一般財源となります。

続いて、第3款民生費、プレミアム付商品券事業92万6,000円の繰越額でございます。

内容につきましては、プレミアム付商品券でございますけれども、10月に予定されております消費税増税に向けた景気対策の一環として実施される事業でございます。プレミアム商品券に係る事務費の部分を繰り越すものでございます。財源内訳は、国・県支出金が84万6,000円、一般財源8万円というところでございます。

続いて、第6款でございます。農林水産業費の道の駅ごか振興事業で1,046万6,000円でございます。

内容については、2点ほどございます。

1点目につきましては、道の駅駐車場工事に係る経費でございます。道の駅東側の圏央道高架下の部分でございますけれども、その高架下を占用するということを前提として工事を予定しておりまして、現在、その占用許可の手続を調整中であると、また、引き続き協議を要するということから工事費を繰り越すというものでございます。

2点目でございますけれども、道の駅直売所搬入口屋根工事において、関係者協議、さらには建築確認等手続に時間を要したことから工期を延長するため、その部分を繰り越すと。1点目と合わせまして、財源につきましては一般財源となります。

続きまして、第6款農林水産業費、担い手育成支援事業でございます。

こちらにつきましては、昨年の台風24号の被害を被ったビニールハウス等の修繕等が平成30年度内に完了が見込めない被災農業者分の費用を繰り越すものです。財源内訳は、国・県支出金42万2,000円と一般財源が21万円となります。

最後になりますけども、第10款教育費で学校施設管理事業777万6,000円でございます。

内容は、五霞中学校正門のブロック塀改修工事でございます。これにつきましては、発注までの関係者協議・設計等に時間を要したことから、工期を延長するため、工事費を繰り越すものです。財源の内訳は、国・県支出金180万3,000円、一般財源597万3,000円となります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きますので、委員につきましては、小委員会室へお集まりください。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時46分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加議事

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より配付させます。

[追加議案書配付]

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）発議第2号を議題といたします。

本案の提出者であります8番 宇野進一君の提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

[8番 宇野進一君 登壇]

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

五霞町議会広報編集特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町議会は、町政全般にわたる重要な意思決定機関であります。

町議会の活動内容を広く町民の皆様にお知らせいたし、御理解と御協力が図られるよう議員自ら努めなければなりません。

そして、議会広報紙は、その重要な役割を果たすべきものと判断し、五霞町議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報に関する資料の取材及び調査等を十分踏まえ、編集・発行に努めたいと考えます。

よって、委員は6名をもって構成いたし、また、広報発行という専門的業務をとり行う必要上、閉会中の調査活動を認めるべきであると考えます。

以上の観点から、当議会に広報編集特別委員会の設置を提案いたすものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は直ちに採決することに決しました。

発議第2号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎選任第5号

- 議長（鈴木喜一郎君）次に、選任第5号を議題といたします。
広報編集特別委員会委員は、正副議長を含め6名でございます。
各常任委員会より選出を願います。
その間、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時56分

- 議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。
各常任委員長から、自席にて報告を願います。
初めに、総務文教委員長からお願い申し上げます。
総務文教委員長。
- 総務文教委員長（樋下周一郎君）総務文教委員会からは、新井 庫議員と山本芳秀議員と黛 丈夫議員と小野寺宗一郎議員が選任されました。
よろしく申し上げます。
- 議長（鈴木喜一郎君）続いて、経済建設委員長から報告を願います。
経済建設委員長。
- 経済建設委員長（伊藤正子君）経済建設委員からは、鈴木喜一郎議員と植竹美智雄議員が選任されました。
よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木喜一郎君）ただいま、各常任委員長から報告がありましたとおり決定いたします。

◎選任第6号

- 議長（鈴木喜一郎君）続いて、選任第6号を議題といたします。
広報編集特別委員会正副委員長については、委員会条例に基づき、委員会での互選をお願いいたします。
ここで、暫時休憩をいたします。
小委員会室にてお願いいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長から自席にて報告を願います。

広報編集特別委員長。

○広報編集特別委員長（植竹美智雄君）選任第6号 広報編集特別委員会正副委員長の選任について御報告させていただきます。

広報編集特別委員会委員長でございますが、不肖、私、植竹美智雄が委員長に選任されました。副委員長には、黛 丈夫議員が選任されましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま、植竹美智雄委員長、黛 丈夫副委員長という報告がございました。

よろしく願いをいたします。

◎発議第3号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、発議第3号を議題といたします。

発議第3号の提案者であります8番宇野進一君の提案理由の説明を求めます。

8番、宇野君。

[8番 宇野進一君 登壇]

○8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。

五霞町議会堤防強化事業対策特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。

現在、国土交通省は、平成17年度より利根川、江戸川堤防の重要性及び現況堤防の安全性等を考慮し、堤防の信頼性を向上させるため、首都圏氾濫区域堤防強化事業を進めております。

町では、関係地権者等と国との協議を円滑に行うため、町対策協議会を立ち上げ、協議推進を図っております。

当町議会といたしましても、堤防強化事業についての調査研究及び住民の要望等、国、県に伝える必要があります。

以上の観点に立ち、河川の信頼性を向上させるため、堤防強化事業促進、また沿線地域の住環境の整備推進を図ることを目的とし、当議会に堤防強化事業対策特別委員会の設置を提案いたすものであります。

よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は直ちに採決することに決しました。

発議第3号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎選任第7号

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、選任第7号を議題といたします。

堤防強化事業対策特別委員会正副委員長については、委員会条例に基づき、委員会での互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時05分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

委員長から、自席にて報告を願います。

委員長。

○堤防強化事業対策特別委員長（植竹美智雄君）堤防強化事業対策特別委員会委員長でございますが、不肖、私、植竹美智雄が委員長に選任されました。

副委員長に宇野進一議員が選任されましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木喜一郎君）ただいま、植竹美智雄委員長、宇野進一副委員長という報告がございました。

よろしく願いをいたします。

◎常任委員会の閉会中の継続審査（調査）申出について

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第 71 条の規定により、議会閉会中も継続して審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員会の閉会中の継続審査申し出並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、常任委員会の閉会中の継続審査申し出並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出を一括して議題といたします。

事務局の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（江森 薫君）それでは、説明させていただきます。

追加議事日程の議案書 13 ページからをお願いいたします。

本日付けにて、総務文教委員長から、閉会中の継続審査（調査）申出書の提出をいただいております。

朗読させていただきます。

本委員会は、所管事務について、下記のとおり閉会中も継続審査（調査）を要するものと決定したので、五霞町議会会議規則第 71 条の規定により申し出ます。

下記以下でございます。

1. 事 件 名 総務文教委員会の所管事項

総務課、政策財務課、町民税務課、健康福祉課、生活安全課及び教育委員会に属する事項、並びに経済建設委員会に属さない事項の調査及び議案、請願、陳情等の審査に関すること。

2. 調査期間 総務文教委員の任期中

続きまして、次のページ、14 ページをお願いいたします。

次につきましては、経済建設委員長から閉会中の継続審査申出書の提出をいただいております。

下記以下を朗読させていただきます。

1. 事 件 名 経済建設委員会の所管事項

農業委員会、産業課、都市建設課及び上下水道課に属する事項の調査及び議案、請願、陳情等の審査に関すること。

2. 調査期間 経済建設委員の任期中

続きまして、16 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、議会運営委員長から閉会中の継続審査（調査）の申出書の提出をいただいております。

下記以下を朗読させていただきます。

1. 事 件 名 議会運営委員会の所管事項

- (1) 会期及び会期日程に関する事（議事日程に関する事を含む。）。
- (2) 議事の進行に関する事。
- (3) 委員会付託に関する事。
- (4) 議会において行う選挙に関する事。
- (5) 議会における特別委員会設置に関する事。
- (6) 議場の秩序、維持に関する事。
- (7) 緊急質問、意見書、決議書、その他議員の提出する議案の取扱いに関する事。
- (8) 議会関係の例規に関する事。
- (9) その他議会運営に関する事。

2. 理 由 議会運営についての審査並びに調査は閉会中も必要であるため。

3. 調査期間 議会運営委員の任期中

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）事務局の朗読が終わりました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中、継続審査及び調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中、継続審査することに決定をいたしました。

◎議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は、人事案件が提案され、長時間にわたり議員各位には慎重審議をいただき、全議案を議了いたしましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日は、全役職が選任され、新たな議会構成がスタートいたしました。

今後とも、町民福祉の向上、町政の振興発展のため、誠心誠意努力してまいりたい所存でございますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。御礼の言葉といたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君） それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を述べさせていただきますと思います。

令和元年第1回臨時会、執行部から提案させていただきました議案につきましては、慎重審議をいただきまして、全議案とも原案のとおり御承認を賜りましたことに対し厚く御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

また、本日は改選後の初めての議会ということで、五霞町議会の役職の選出ということがございました。伊藤臨時議長のもとに、まず中心となる議長の選出。本当に円満の中に鈴木喜一郎議長が誕生いたしました。

鈴木議長におかれましては、今まで議長経験もございます。また、議会運営委員長も今まで務められてこられまして、議会運営にはベテランの議長でございますので、先ほど委員長の就任の御挨拶にもございましたが、執行部と議会は両輪のごとくというお話もいただきましたが、冒頭、開会の御挨拶でも申し上げさせていただきましたが、今後の町政運営につきましても議会皆さんの意向を十分に、慎重に踏まえた中で議会運営を進めていきたいと思っております。

御承知のように、今年は130周年という大きな節目の年にもあたります。もう1ヵ月を切りましたが、6月9日に記念式典も予定されております。この日には茨城国体の炬火リレーも予定されております。そして、9月21日がウォーキング大会、9月28日は茨城国体の開会日。大変大きな事業も控えております。また、第6次総合計画を令和元年に策定して、来年よりスタートするという非常に大切な年度でもございます。

どうかひとつ、10名という少数でございますが、二人分、三人分の力を発揮していただいて、町行政運営のため、町発展のために4年間御尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君） これをもちまして、閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 零時14分

地方自治法第123条の規定により署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員